

# ○海部地区水防事務組合職員の定年等に関する条例

昭和 60 年 2 月 20 日  
条例第 1 号

改正 令和 5 年 2 月 14 日条例第 2 号

海部地区水防事務組合職員の定年等に関する条例（昭和60年海部地区水防事務組合条例第 1 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 2 2 条の 5 第 1 項、第 2 8 条の 2、第 2 8 条の 5、第 2 8 条の 6 第 1 項から第 3 項まで並びに第 2 8 条の 7 の規定に基づき、職員の定年等について必要事項を定めるものとする。

（定年等）

第 2 条 海部地区水防事務組合職員の定年等については、愛西市職員の定年等に関する条例の例によるものとする。

（その他）

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（海部地区水防事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

2 海部地区水防事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 1 8 年海部地区水防事務組合条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 2 8 条の 5 第 1 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に改める。